

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年 5月24日

【会社名】 久光製薬株式会社

【英訳名】 HISAMITSU PHARMACEUTICAL CO., INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中 富 博 隆

【本店の所在の場所】 佐賀県鳥栖市田代大官町408番地

【電話番号】 0942(83)2101(代表)

【事務連絡者氏名】 九州本社総務部株式課長 加 藤 博 文

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内 2 丁目 4 番 1 号

【電話番号】 03(5293)1700(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員IR室長 高 尾 信 一 郎

【縦覧に供する場所】 久光製薬株式会社東京本社
(東京都千代田区丸の内 2 丁目 4 番 1 号)
久光製薬株式会社大阪支店
(大阪市中央区南船場 1 丁目11番12号)
久光製薬株式会社名古屋支店
(名古屋市千種区仲田 2 丁目 7 番11号)
久光製薬株式会社福岡支店
(福岡市博多区東那珂 2 丁目 2 番10号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄 3 丁目 8 番20号)
証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡市中央区天神 2 丁目14番 2 号)

1【提出理由】

平成25年5月23日開催の当社第111回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものです。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成25年5月23日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 剰余金の配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金35円 配当金支払総額 2,999,343,340円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成25年5月24日

2. 剰余金の処分にに関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 12,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 12,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

組織拡大に伴う経営体制の一層の強化・充実を図るため、取締役の員数を10名以内から12名以内に変更するとともに、役付取締役に取締役副社長を追加する。

第3号議案 取締役11名選任の件

取締役として、中富博隆、中富一榮、秋山哲雄、野田雄比古、杉山耕介、鶴田敏明、肥後成人、椋島光政、高尾信一郎、齋藤久及び未安健作を選任する。

第4号議案 退任取締役に對する退職慰勞金贈呈の件

退任取締役に對し退職慰勞金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期及び方法については、取締役会に一任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果 及び賛成割合
第1号議案	780,649	13,498	0	(注) 1	可決 (98.02%)
第2号議案	779,774	14,373	0	(注) 2	可決 (97.91%)
第3号議案				(注) 3	
中富 博隆	679,150	114,749	24		可決 (85.27%)
中富 一榮	778,268	15,633	24		可決 (97.72%)
秋山 哲雄	778,273	15,628	24		可決 (97.72%)
野田 雄比古	778,273	15,628	24		可決 (97.72%)
杉山 耕介	778,273	15,628	24		可決 (97.72%)
鶴田 敏明	778,273	15,628	24		可決 (97.72%)
肥後 成人	778,233	15,668	24		可決 (97.72%)
椛島 光政	778,320	15,581	24		可決 (97.73%)
高尾 信一郎	778,280	15,621	24		可決 (97.72%)
齋藤 久	778,272	15,629	24		可決 (97.72%)
末安 健作	778,337	15,564	24		可決 (97.73%)
第4号議案	706,066	87,849	210	(注) 1	可決 (88.65%)

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の株主のうち各議案の賛否に関して確認できた株主の議決権を集計した結果、各議案の可決要件を満たし会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の株主の議決権数は加算していません。